○国土交通省告示第九百三十六号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第六十一条第三項において準用する同法第十条第二項の規定により、登録試験機関から代表者の氏名等の変更の届出があったので、同法第六十一条第三項において準用する同法第十条第三項の規定により、公示する。

平成二十二年八月十七日

国土交通大臣　前原　誠司

一　登録番号

国土交通大臣　9

二　登録試験機関の氏名又は名称

株式会社東京建築検査機構

三(1)　代表者の氏名の変更

変更前	早田　平
変更後	小林　勝一

(2)　変更年月日

平成二十二年六月二十八日

四(1)　役員の氏名の変更

変更前	早田　平
変更後	―

(2)　変更年月日

平成二十二年六月二十八日

○国土交通省告示第九百三十七号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第六十一条第三項において準用する同法第十条第二項の規定により、登録試験機関から役員の氏名の変更の届出があったので、同法第六十一条第三項において準用する同法第十条第三項の規定により、公示する。

平成二十二年八月十七日

国土交通大臣　前原　誠司

一　登録番号

国土交通大臣　7

二　登録試験機関の氏名又は名称

株式会社都市居住評価センター

三(1)　役員の氏名の変更

変更前	青沼　光一
変更後	池田　俊雄、上杉　義昭、平松　進

(2)　変更年月日

平成二十二年六月二十八日

○国土交通省告示第九百三十八号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第六十一条第三項において準用する同法第十条第二項の規定により、登録試験機関から役員の氏名の変更の届出があったので、同法第六十一条第三項において準用する同法第十条第三項の規定により、公示する。

平成二十二年八月十七日

国土交通大臣　前原　誠司

一　登録番号

国土交通大臣　8

二　登録試験機関の氏名又は名称

ハウスプラス確認検査株式会社

三(1)　役員の氏名の変更

変更前	犬養　淳、太田　正憲
変更後	山崎　剛、遠山　則幸

(2)　変更年月日

平成二十二年六月二十四日

○国土交通省告示第九百三十九号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第六十一条第三項において準用する同法第十条第二項の規定により、登録試験機関から役員の氏名の変更の届出があったので、同法第六十一条第三項において準用する同法第十条第三項の規定により、公示する。

平成二十二年八月十七日

国土交通大臣　前原　誠司

一　登録番号

国土交通大臣　11

二　登録試験機関の氏名又は名称

ビューローベリタスジャパン株式会社

三(1)　役員の氏名の変更

変更前	吉村　正道
変更後	―

(2)　変更年月日

平成二十二年六月三十日

○国土交通省告示第九百四十号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第二十五条第二項において準用する同法第十条第二項の規定により、登録講習機関から役員の氏名の変更の届出があったので、同法第二十五条第二項において準用する同法第十条第三項の規定により、公示する。

平成二十二年八月十七日

国土交通大臣　前原　誠司

一　登録番号

1

二　登録講習機関の氏名又は名称

財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センター

三(1)　役員の氏名の変更

変更前	出江　寛、木村　滋、萩原　誠
変更後	筒井　信也、野村　宏、山口　博章

(2)　変更年月日

平成二十二年七月一日